

埼玉アートプラットフォームの手引き

1 趣旨

「埼玉アートプラットフォーム」は、県内で文化芸術活動を行うことができる「アーティスト」とその活動を活用したい「事業者等」の情報を埼玉県ホームページに集め、発信し、マッチングするためのプラットフォームです。

プラットフォームに収集、発信する情報は登録制により行うものとし、誰もが自由にアクセスでき、あらゆる人が文化芸術に触れ、いきいきと暮していくことを目的としています。

アーティスト

県内で文化芸術活動を行うことができる美術分野のアーティスト

事業者等

学校、医療施設、福祉施設、企業、NPO 法人、自治会、商工会・商工会議所、その他の団体など

2 活用内容

アーティスト

- ① アーティストは、自身の活動内容を埼玉県ホームページから発信することができます（アーティスト自身のホームページのリンクを埼玉県ホームページに掲載することも可能です。）。
- ② アーティストは、直接、埼玉県ホームページに掲載された事業所等が企画するイベントなどに応募することができます。
- ③ アーティストは、他のアーティストの活動も知ることができます。また、共同の活動やネットワークづくりもできます。

事業者等

- ① 事業所等は、アーティスト自身の活動内容を知った上で、直接、アーティストに依頼ができます。
- ② 事業所等は、事業所等が企画するイベントなどを埼玉県ホームページから発信して、希望するアーティストを広く募集することができます。
- ③ 事業所等は、事業所等が企画するイベントなどを埼玉県ホームページに登録したアーティストの情報を見て、直接、アーティストに連絡や依頼をすることもできます。

3 利用者

アーティスト

県内で文化芸術活動を行うことができる個人又は文化団体、NPO法人、社団法人若しくは財団法人などの団体（民間企業を除く。）

※ 次の活動を行うことができません。

- ① 特定の政治又は宗教的目的を持った活動
- ② 法令・公序良俗に反する活動
- ③ 暴力団及びこれに準じる団体に関わっていると認める活動
- ④ その他、県が不適切である認める活動

事業者等

県内でアーティストを活用した事業を希望する事業者など

※ 次の事業を登録することができません。

- ① 特定の政治又は宗教的目的を持った事業
- ② 法令・公序良俗に反する事業
- ③ 暴力団及びこれに準じる団体に関わっていると認める事業
- ④ その他、県が不適切であると認める事業

4 登録内容・方法

アーティスト

(1) 登録内容

自身のプロフィール、作品の紹介、事業所等が企画するイベントなどでできること等

(2) 登録方法

様式1「埼玉アートプラットフォーム登録書（アーティスト用）」に必要事項を記入の上、県に電子メールで提出してください。

〔「埼玉アートプラットフォーム登録書（アーティスト用）」は個人と団体で様式が別となっております。〕

- ① アーティストから提出された情報は、埼玉県ホームページで公開します（公開を同意した部分を公開）。
- ② 登録の取消や内容に変更が生じた場合、速やかにその旨を県に報告してください。
- ③ アーティストの登録期間は、登録日から翌年度の3月31日までです。登録期間満了までに更新希望があった場合は、2年度ずつ延長できます。

事業者等

(1) 登録内容

自身で企画するイベントなどの内容やアーティストに依頼したい内容等

(2) 登録方法

【広くアーティストを募集する場合】

様式2「埼玉文化プラットフォーム登録書（事業者用）」に必要事項を記入の上、県に電子メールで提出してください。

① 事業者等から提出された情報は、埼玉県ホームページで公開します（公開を同意した部分を公開）。

② 登録の取消や内容に変更が生じた場合、速やかにその旨を県に報告してください。

※個別にアーティストを募集する場合は、埼玉県ホームページに登録したアーティストの情報から直接、アーティストに連絡や依頼をすることもできます。

5 事業実施の連絡・依頼

プラットフォームを活用した事業実施の連絡や依頼などは、アーティストと事業者等の双方が直接行ってください。

県が仲介してアーティストや事業者と連絡や依頼などを行いません。

6 報酬

アーティストへの報酬や交通費などの額は、アーティストと事業者等の合意の上で決定し、事業者等からアーティストへ支払ってください。

7 トラブル

プラットフォームの活用や事業実施に関してトラブルが発生した場合は、アーティストと事業者等の両者が話し合って解決してください。

トラブルについて、県は責任を負いません。

8 個人情報保護

県はプラットフォームに登録された個人情報を目的以外で利用しません。

アーティストや事業者等は、事業実施で知り得た個人情報を本人の承諾なしで使用できません。

9 事業の実施報告

プラットフォームを活用して事業を実施した場合、アーティストが実施内容、日時、場所を事業実施後1か月以内に県に電子メールで報告してください。

なお、県からも必要に応じて事業実施の状況をアーティストや事業者等に確認することがあります。